

環境保全設備資金 融資について

環境局大気環境対策課



環境保全設備資金融資とは

- 中小企業の方々が、環境保全対策を実施するために必要な資金を、長期・固定金利で融資する制度です。
- 支払った利子は、毎年1回、名古屋市が補助します。

融資期間	7年間
金 利	1.6%
融 資 限度額	5,000万円 自動車対策は1年度あたり 3,000万円 中小企業団体は 6,000万円 市内での移転は 7,000万円※ 市外への移転は 3,500万円

※ 融資額が5,000万円を超える場合、融資期間は10年間、金利は1.8%

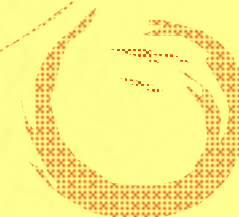
ご利用いただける方

● 中小企業者

「資本金・出資金」または「従業員数」のいずれか一方が該当する方がご利用いただけます。

	資本金・出資金	従業員数
製造業・その他の業種等	3億円 以下	300人 以下
卸売業	1 億円 以下	100人 以下
サービス業	5,000万円 以下	
小売業		50人 以下

● 中小企業団体



ご利用いただける用途 ①

- 公害防止・公害対策

- 設備の新增設、改造・補修、買い替えなど

- ・排水処理

- ・土壌汚染対策、地下水汚染未然防止

- ・悪臭対策

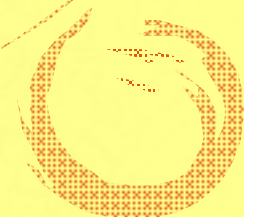
- ・騒音・振動防止

- ・大気汚染防止（集じん、排ガス処理など）

- ・産業廃棄物処理

- 公害対策のための工業系地域への移転

- アスベストの除去、飛散防止



ご利用いただける用途 ②

- エコカーの導入

- ハイブリッドカー、電気自動車の購入
- 最新規制に適合するトラックへの買い替え
- 電動式フォークリフトへの買い替え など



- エネルギー対策

- 太陽光発電設備の設置
- 照明のLEDへの付け替え など

具体的な例については、お問い合わせください。

取扱金融機関等

取扱金融機関 〔 名古屋市内の 店舗に限る。 〕	三菱東京UFJ銀行、名古屋銀行、 愛知銀行、中京銀行、商工組合中央金庫、 第三銀行、大垣共立銀行、十六銀行、 岡崎信用金庫、瀬戸信用金庫
信用保証	取扱金融機関が必要と認める場合、 名古屋市信用保証協会の保証が必要 (その際の保証料は申請者負担)
補助金等との併用	補助金、他の融資制度と併用できます。

利子補助の概要

環境保全設備資金融資をご利用いただいた方は、
申請により名古屋市が利子を補助します。

- 融資内容ごとの利子補助額

○公害防止、市内での移転、
ハイブリッドカーなどの購入

☞ 全 額

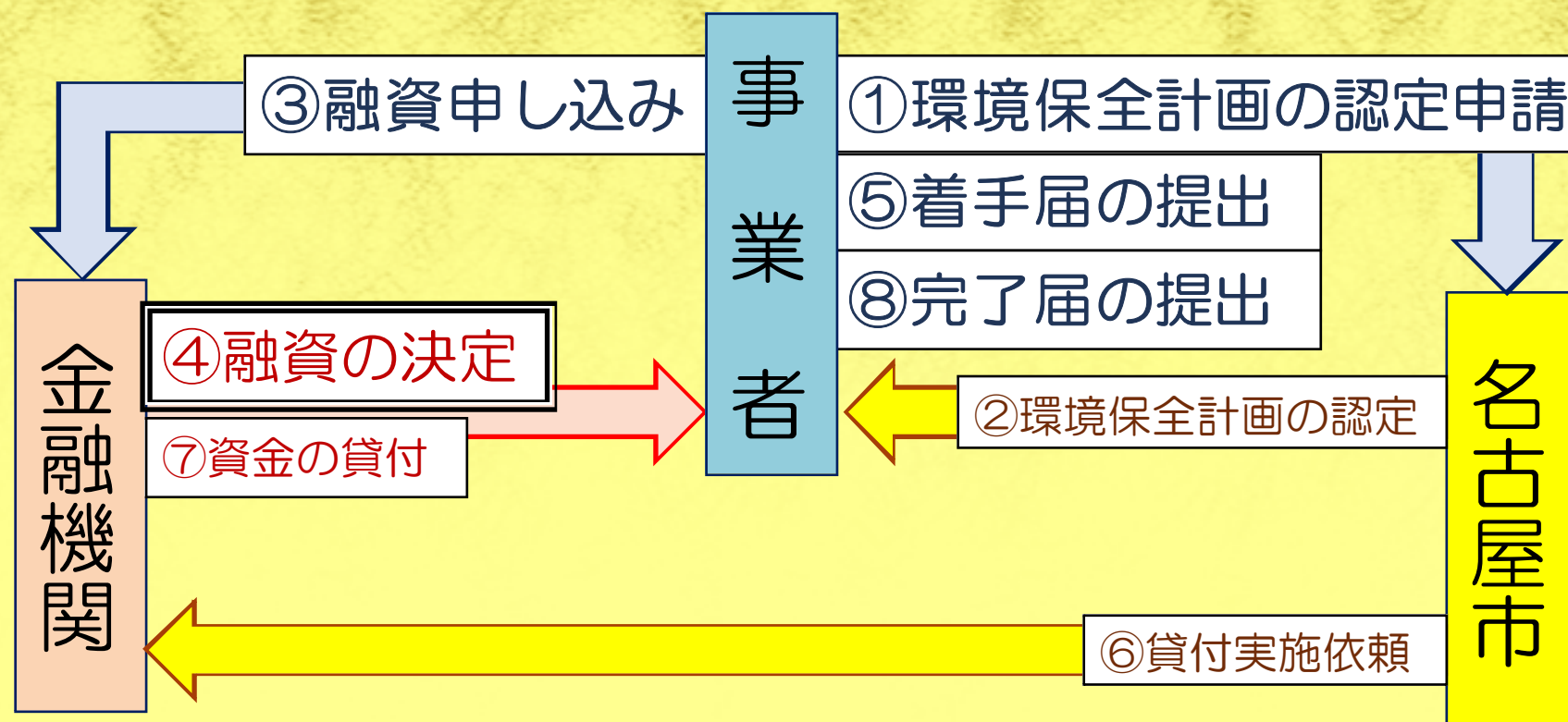
○エネルギー対策、最新規制に
適合するトラックへの買い替え

☞ 半 額

○市外への移転

☞ 補助なし

手続きの流れ



- ※1 ①環境保全計画の認定申請から、④融資の決定まで、
1～2ヶ月程度必要となります。
- ※2 契約は、④ 融資の決定を受けた後に行ってください。
決定前の契約分は融資対象外です。

申し込みに必要な書類

市所定の様式のある書類	環境保全対策計画認定申請書 環境保全対策計画書 融資の決定を通知することの同意書
現状を確認するための書類	工場・事業場の平面図、配置図、付近図 現在の施設等の図面、カタログ 等
計画を確認するための書類	仕様書、設計計算書、カタログ、保証書 等 見積書（最終のもの）
その他	融資内容ごとに必要な事項が確認できる書類

申し込み・問合せ先など

- 環境局大気環境対策課

名古屋市役所 東庁舎5F(中区三の丸3-1-1)

電話番号 972 - 2674 / FAX 972 - 4155

E-Mail: a2674@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

- 情報の入手先

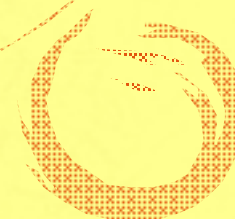
- ・名古屋市公式ウェブサイトから「資金融資」で検索

- ・パンフレットは区役所情報コーナー等で配布

- ・金融機関でご相談の際には、「名古屋市環境保全設備資金融資」を利用する旨をお伝えください。

ご注意ください

- 融資条件等については、取扱金融機関にご確認ください。融資の際には、取扱金融機関の金融上の審査があります。
- 融資決定前の契約は、融資対象外となります。



ご利用、お待ちしております。

ご清聴、ありがとうございました。

